

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	固定子冷却系冷却水貯水槽への補給操作の際、補給水入口フィルタの上蓋フランジ部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
2	1号機	275kV大熊線1号の送電系統操作盤に、「後備リレー盤」の故障を示す警報が発生したことから、調査した結果、「キャリアリレー盤」の故障表示用基板に不良が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	
3	1号機	原子炉建屋制御棒駆動水圧系ポンプ室内南側壁面のコンクリートに一部破損箇所が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
4	2号機	中央制御室の常用照明が異常のない状況において、非常用照明灯が点灯し、消灯する事象が発生したため、原因調査後、対応検討	G III	
5	2号機	タービン建屋2階タービンランド蒸気系蒸化器室の弁グランドリークオフ配管の床面貫通部に設置されているラバーブーツに破損が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
6	3号機	活性炭ホールドアップ設備建屋換気空調系給気ファン及び排気ファンの点検において、各ファンのVブリー部に摩耗が認められたため、当該Vブリーを交換	G III	
7	4号機	復水貯蔵タンク脇にあるサイトバンカ建屋用飲料水配管の接続フランジ部より、飲料水のリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
8	4号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプ（A）のメカニカルシール部より堰内での水のリーク（約8cc）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
9	4号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプ（A）入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
10	5号機	炉心スプレイ系ポンプ（B）用潤滑油タンクの点検において、フィルタ本体に一部破損が認められたため、当該部を修理	G III	
11	5号機	主復水器（A）の点検において、フラッシュボックス内ボルト・ナット保護板アングル（2箇所）及びアングル溶接部に浸食が認められたため、当該保護板アングルを交換	G III	
12	5号機	原子炉給水制御系主蒸気流量計の点検において、計器均圧弁にシートリークが認められたため、当該弁を交換	G III	
13	5号機	原子炉建屋換気空調系主蒸気配管トンネル室の空調機入口空気温度検出器の点検において、同検出器の蓋シール用Oリングに破断が認められたため、当該Oリングを交換	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	第1給水加熱器（B）及び第2給水加熱器（A・C）の蒸気室レベル検出計の点検において、計器元弁（計6台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
15	5号機	残留熱除去系210V電源開閉器盤内のヒューズホルダ（1個）に破損が認められたため、当該部品を交換	G III	
16	5号機	高圧復水ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、電動機負荷側油戻り配管の温度計挿入筒に折損が認められたため、当該部を修理	G III	
17	5号機	中央制御室換気空調系空調機（A）用加湿器の過熱保護温度スイッチの点検において、ヒューズの断線が認められたため、ヒューズを交換	G III	
18	5号機	非常用ディーゼル発電設備（A）発電機の点検において、スペースヒーター用端子部及び同端子カバーに過熱による変色が認められたため、当該部を点検・修理	G I	
19	5号機	主蒸気系空気抽出器（B）第1段作動蒸気入口弁の点検において、同弁開度計に動作不良が認められたため、当該開度計を点検・修理	G III	
20	5号機	タービン建屋高圧復水ポンプ（C）脇の酸素注入装置復水系サンプリングラック内の洗浄水配管接続用カブラに接続不良が認められたため、当該カブラを点検・修理	G III	
21	集中環境施設	主プロセス建屋の固化設備ドラム缶搬出用天井クレーンに巻上げ停止時の停止位置不良が認められたため、当該クレーンを点検・修理	G III	